

岩手県告示第615号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和4年11月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
中村歯科医院	一関市中央町一丁目8番1号	令和2年7月11日
株式会社結愛サービス公社指定訪問看護ステーション	二戸郡一戸町一戸字砂森93番地2	令和3年11月12日
ホソタにこにこ薬局	久慈市十八日町一丁目15番地	令和4年3月31日
佐々木歯科医院	北上市村崎野15地割537番地5	令和4年4月30日
しゅういちろう内科クリニック	北上市村崎野17地割167番地3	令和4年4月30日
山田小児科内科医院	滝沢市狼久保688番地	令和4年8月1日